

## Contents

1. 令和6年度法テラス広島地方協議会の開催報告
2. 中学生の職場体験を受け入れました
3. 支援者相談ダイヤル
4. 業務説明会を実施しています
5. 法テラスの法律相談制度

## 1

## 令和6年度法テラス広島地方協議会の開催報告

## 令和6年度法テラス広島地方協議会の開催報告

法テラス広島では、関係機関・団体との連携を強化し、地域の実情に応じた業務運営を行うため、毎年、関係機関の皆様にお集まりいただき、業務説明・活動報告・意見交換等を行う、地方協議会を開催しております。

昨年度は、県東部の支援者の皆様と司法の連携をより促進するため、「福祉と司法の連携」をテーマとして、令和6年11月22日(金)に福山すこやかセンターにて開催させていただきました。

当日は、県東部の自治体、地域包括支援センターや社会福祉協議会に所属されている社会福祉士やケアマネージャーなど多くの方々にお集まりいただきました。

初めに、法テラス広島に所属する常勤弁護士より、オンラインを活用した法テラス利用事例の紹介などを行いました。

次に、法テラスへのつなぎ方(司法との連携)について、8050問題、成年後見制度が必要な事例を元にグループワークを行いました。ご出席の方々から多くのご質問やご意見をいただき、大いに盛り上がり、法テラスの制度への理解をより一層深めていただきました。

今年度以降も引き続き県内各所で地方協議会を開催予定です。法テラスの制度への理解をより一層深めていただき、支援者の皆様との連携を強化できる機会となるよう企画・運営してまいります。ご案内をさせていただきました際には多くの皆様に積極的なご参加をいただけますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今回のグループワークにも登場した特定援助対象者法律相談援助は、通常の出張相談では本人からの申込みが必要であるところ、認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることができないと思われる方を対象にした、資力に関わらず利用できる出張相談です。

福祉機関等の支援者の方を通じて申請していただき、相談援助実施可能な場合、法テラス広島に名簿登録されている契約弁護士または契約司法書士を派遣して出張相談を実施します。周辺に対象となると思われる方がおられるようでしたら、制度の利用をご検討ください。



## 民事法律扶助(面談・電話・出張での法律相談)

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合には弁護士・司法書士費用等の立替えを行う制度です。

「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは収入や預貯金額などの基準(資力基準)に当てはまるかどうかで決まり、該当する方は同じ内容で3回まで無料相談が可能です。

相談の方法は、面談や電話によるほか、相談者のご自宅や入院先の病院へ弁護士・司法書士が出張して行うこともあります。

法テラス広島では毎週火曜日と木曜日の午後に相談会を開催していますが、他にも  
・弁護士会・司法書士会の法律相談センター  
・法テラスと契約している県内各地の弁護士・司法書士の事務所  
で相談が可能です。

ご都合に応じて相談場所などをご案内しています。



## 特定援助対象者法律相談援助

認知機能の低下により、自ら法律相談を申し込むことが難しい方を対象とした出張相談の制度であり、上記の民事法律扶助における出張相談との大きな違いは、以下の二点です。  
・本人に代わって、自治体や福祉機関等に所属する支援者の方からの申入れが必要  
・資力基準に該当しない有資力者であっても相談が可能(ただし相談料5,000円+税をご負担いただきます。)

申入れには「連絡票」「同意書」の2点が必要で、申入れ後、相談を担当する弁護士・司法書士を法テラスがご案内します。

## DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待の被害に遭われている方を対象にした法律相談です。

ご相談内容やご要望などを伺い、被害者支援の経験や理解のある弁護士の中から、法テラスが相談を担当する弁護士をご案内します。

民事(離婚手続きや損害賠償請求など)の内容に限らず、刑事(告訴や相手方から申し入れられた示談への対応など)についても相談できます。

自由に使える現金・預貯金が300万円以下であれば無料で相談が可能です。弁護士に依頼をする場合、要件を満たせば、民事法律扶助の弁護士費用立替え制度が利用できます。

## 詳しくはお問合せください!

※各種要件や必要な書式は法テラスのHPにも掲載しています



法テラス広島 検索

日本司法支援センター広島地方事務所  
TEL/0570-078352(ナビダイヤル)  
050-3383-5485(IP電話)  
所在地/〒730-0013  
広島市中区八丁堀2-31  
広島鴻池ビル1階  
業務時間/9:00~17:00  
(土・日・祝日・年末年始は除く)  
HP:<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-hiroshima/>

スマートフォンの二次元バーコードリーダーで下記の二次元バーコードを読み取ってもアクセス可能です。



## 2

### 中学生の職場体験を受け入れました

- 5/21 広島市立己斐中学校 12名
  - 6/25 広島市立五日市観音中学校 12名
  - 6/26 広島市立東原中学校 14名
  - 7/2 広島市立早稲田中学校 2名
  - 7/3 広島市立庚午中学校 14名
  - 7/3 広島市立祇園東中学校 13名
  - 7/4 広島市立可部中学校 15名
- を職場体験で受け入れました。どの回も中学生のエネルギーに圧倒される新鮮な経験でした。

#### ～ 職場体験4コマ劇場 ～



## 3

### 支援者相談ダイヤル

#### ～ 福祉関係者の方へ お悩み解決のお手伝いをいたします～

行政機関の職員、福祉施設の支援員、病院関係者などが、ご自身が支援している方の法的問題に直面したときに「予約不要で」「気軽に」「電話で」「弁護士から」情報提供を受けられる電話相談ダイヤルです。

支援者相談ダイヤル

082-224-0024

(平日9:30～17:00)



\* 支援者の方(福祉関係者等)が対象です。ご相談者本人からのお電話はお受けしておりません。

## 4

### 業務説明会を実施しています

#### ～ 関係機関の皆様へ、法テラスの業務説明会を実施しています～

法テラス広島では、関係機関の皆様からのご依頼を受けて、法テラスの業務説明会を行っています。説明会におきましては、法テラス広島に所属する常勤弁護士や法テラス広島の職員より、法テラスの概要や業務内容、利用者向けの支援制度や法テラス広島で行っている支援者向けの支援制度等の内容や利用方法につきまして、実際の利用事例も踏まえながら、ご説明させていただきます。昨年は広島市内のみならず、福山市や江田島市、坂町など県内の様々な地域の関係機関の皆様へ法テラスの業務説明会の機会を設けていただきました。説明会には福祉関係者のみならず、病院の地域連携室の方など医療関係の支援者の方にも参加していただくこともありました。お申込みいただきました関係機関の皆様にはこの場を借りて改めて御礼申し上げます。

業務説明会の良いところは、①支援者の皆様へ法テラスの業務や制度の利用方法を知っていただき、普段の支援業務のメニューの一つとして法テラスの制度があるということを知っていただくことに加えて、②法テラス広島に所属する常勤弁護士や職員が参加することで関係機関の皆様と顔の見える関係を築くとともに、③「法テラスの職員さんってこんな人なんだ。」「弁護士ってこんな人なんだ。」と知っていただくことにあります。実際にも業務説明会の後、個別のケースについて相談を受け、法律相談やケース会議の実施、事件としてご依頼をいただいたということもあります。

これまで法テラスの業務説明会を開催したことがないという関係機関の皆様からのお申込みはもちろん、これまでに業務説明会を開催したことがある関係機関の皆様からのお申込みも大歓迎です。研修会の企画担当となり、テーマに悩んだときにも申し込んでいただくとよいのではないかと思います。

#### 申込方法

「法テラス業務の説明・弁護士等の講演依頼書」という申込書に所定の事項を記載して法テラス広島にFAXしてください。日程や内容などにつきましては、ご要望も踏まえて調整いたします。申込書の書式は法テラス広島のホームページ上の「関係機関の方へ 広島」に掲載されています。なお、費用面ですが、申込書には報酬欄がありますので報酬の「あり」「なし」を選択いただくことができます。

法テラスの業務説明会についてご質問やご不明な点がございましたら、**法テラス広島(代表:0570-078352)**までお気軽にお問い合わせください。

